○国税庁告示第十二号

特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）附則第四条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月二十日

国税庁長官　林　信光

別表特定非営利活動法人生態工房の項中「東京都杉並区松庵三丁目三八番一四号尾崎ダイヤビル二D」を「東京都武蔵野市吉祥寺本町四丁目九番地二二号フラットK一〇一」に改め、特定非営利活動法人じゃっどの項中「古田　宣稔」を「帖佐　徹」に改め、特定非営利活動法人府中国際友好交流会の項中「中島　信一」を「内藤　和良」に、また、「東京都府中市本宿町二丁目二〇番地の八」を「東京都府中市府中町二丁目二五番地」に改め、特定非営利活動法人子どもの村福岡の項中「特定非営利活動法人子どもの村福岡」を「特定非営利活動法人ＳＯＳ子どもの村ＪＡＰＡＮ」に改め、特定非営利活動法人在日ブラジル人を支援する会（サビジャ）の項中「アナ・エリザ・ヤマグチ」を「茂木　真二」に改め、特定非営利活動法人あいち骨髄バンクを支援する会の項中「愛知県名古屋市東区矢田二丁目二番十五―四〇三号」を「愛知県名古屋市千種区光が丘一丁目二二番七―一〇五号」に改め、特定非営利活動法人子ども・宇宙・未来の会の項中「的川　泰宣」を「平林　久」に、また、「神奈川県相模原市中央区矢部三丁目六番十五号マトミハイツ一〇二号」を「神奈川県相模原市緑区下九沢一五七六番地一一」に改め、特定非営利活動法人市民のための健康・医療ネットワークの項中「茨城県つくば市倉掛七二〇番地」に改め、特定非営利活動法人劇団三喜の項中「宮崎県都城市志比田町一一〇二五番地四号」を「宮崎県都城市志比田町四九三〇番地五リアンシビタ一〇一号」に改め、特定非営利活動法人江戸城天守を再建する会の項中「東京都練馬区光が丘三丁目八番三号二〇二号」を「東京都千代田区神田神保町二丁目三二番地前川ビル」に改め、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの項中「東京都千代田区大手町一丁目六番一号大手町ビル2階266区」を「東京都千代田区麹町三―六―五麹町ＧＮ安田ビル四階」に改め、特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンの項中「深町　正信」を「髙田　和彦」に改める。

○厚生労働省告示第四百十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十二条第一項の規定に基づき、次の健康保険組合の設立を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

一（一）健康保険組合の名称　小倉記念病院健康保険組合
（二）事務所の所在地　福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目二番一号
（三）設立事業所の名称及び所在地　小倉記念病院　福岡県北九州市
（四）認可の年月日　平成二十六年八月二十七日
二（一）健康保険組合の名称　フューチャーグループ健康保険組合
（二）事務所の所在地　東京都品川区大崎二丁目九番三号
（三）設立事業所の名称及び所在地　フューチャーアーキテクト株式会社　東京都品川区　外五事業所
（四）認可の年月日　平成二十六年九月二十六日
三（一）健康保険組合の名称　大気社グループ健康保険組合
（二）事務所の所在地　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十三番五号
（三）設立事業所の名称及び所在地　株式会社大気社　東京都新宿区　外三事業所
（四）認可の年月日　平成二十六年九月二十六日

○厚生労働省告示第四百十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十三条第一項の規定に基づき、次の健康保険組合の合併を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十六条の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

一（一）合併後消滅する健康保険組合
1　健康保険組合の名称　アングル健康保険組合
2　事務所の所在地　大阪府柏原市堂島町五番六号
3　設立事業所の名称及び所在地　アングル株式会社　大阪府柏原市
（二）合併後存続する健康保険組合
1　健康保険組合の名称　富士紡健康保険組合
2　事務所の所在地　東京都中央区日本橋人形町一丁目十八番十二号
3　設立事業所の名称及び所在地　富士紡ホールディングス株式会社　東京都中央区　外十三事業所
（三）認可の年月日　平成二十六年四月二十五日
二（一）合併後消滅する健康保険組合
1　健康保険組合の名称　日本興亜健康保険組合
2　事務所の所在地　東京都千代田区霞が関三丁目七番三号
3　設立事業所の名称及び所在地　日本興亜損害保険株式会社　東京都千代田区　外十四事業所
（二）合併後存続する健康保険組合
1　健康保険組合の名称　安田健康保険組合
2　事務所の所在地　東京都千代田区大手町一丁目七番二号
3　設立事業所の名称及び所在地　株式会社損害保険ジャパン　東京都新宿区　外六十八事業所
（三）認可の年月日　平成二十六年八月十九日

○厚生労働省告示第四百十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の名称を同表の下欄に掲げる日をもって同表の中欄に掲げる名称に変更することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

変更前の名称	変更後の名称	変更年月日
宮田工業健康保険組合	モリタ宮田工業健康保険組合	平成二十六年七月一日
安田健康保険組合	安田日本興亜健康保険組合	平成二十六年九月一日
東海ゴム工業健康保険組合	住友理工健康保険組合	平成二十六年十月一日
メットライフアリコ健康保険組合	メットライフ健康保険組合	平成二十六年七月一日

○厚生労働省告示第四百二十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の同表の中欄に掲げる場所における従たる事務所を同表の下欄に掲げる日をもって廃止することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

健康保険組合名	所在地	廃止年月日
東北電力健康保険組合	青森県青森市港町二丁目十二番十九号	平成二十六年四月一日
	岩手県盛岡市紺屋町一番二十五号	
	秋田県秋田市山王五丁目十五番六号	